

保護者の皆様

大阪市立十三中学校

校長 吉田 祐一

非常変災時の措置等について（お知らせ）

非常変災時等の措置について、お知らせいたします。災害時には、気象情報等にも十分ご注意いただき、迅速にご対応いただけるよう万全の備えをお願いいたします。

【臨時休業措置の基準】

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害が発生した場合には、臨時休業といたします。また、午前7時を過ぎて始業時刻までに、発生した場合についても、臨時休業といたします。

1. 大阪市に『暴風警報』もしくは『暴風雪警報』または『特別警報』が発令されている場合。または、JR 大阪環状線、大阪メトロの両方が全面運休している場合。
 2. 淀川区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の『警戒レベル3（高齢者等は避難）』、『警戒レベル4（全員避難）』の発令があった場合。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてくださいようお願いします。

 - 大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます）
 - おおさか防災ネット（メール登録もできます）
 - 大阪市危機管理室ツイッター
 - LINE 大阪市公式アカウント
 - NHK 速報
 - 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）
 3. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
 4. 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、気象庁からの「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するものが発表された場合。
- ※生徒の登校後に、上記の状況が発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し、下校させます。